第１１回教育委員会会議録

１．日　　時　　　　令和４年２月１８日（金）
開会：午前９時３０分
閉会：午前１０時８分

２．場　　所　　　　サンコア第５講習室

３．出席委員　　　　教育長：中　村　英　司　　委　員：齋　藤　百　合
委　員：久　保　　　大　　委　員：下　川　博　大
委　員：吉　田　和　博

４．事 務 局
教　育　部　長：原　口　茂　雄　　教育総務課長：堤　　　好　弘
学校教育課長：坂　本　啓　悟　　社会教育課長：山　田　邦　昭
人権・同和教育課長：小　林　志　麻　　教育総務課総務担当係長：井　手　雄　香
教育総務課学校再編担当係長：佐々木　　　稔　　主任教育指導主事：石　橋　功　一
指　導　主　事：木　下　善　弘　　指　導　主　事：堤　　　　　豊

５．書　　記
教育総務課：牧　　　聖　也

６．議　　題
１　開会のことば
２　教育長あいさつ及び教育長会報告
３　議事

非公開議案

（１）議案第１２号　市議会の議決を経るべき議案の原案の決定について
（工事請負変更契約の締結について：教育総務課）
（全員賛成、原案可決）

非公開議案

（２）議案第１３号　市議会の議決を経るべき議案の原案の決定について
（令和３年度筑後市一般会計補正予算第１１号：学校教育課）
（全員賛成、原案可決）

（３）議案第１４号　筑後市立小中学校給食費徴収規則の改正について

教育長　　議案第１４号　筑後市立小中学校給食費徴収規則の改正についてお願いします。学校教育課長。

学校教育課長　　資料４をご覧ください。

１ページ開けていただいて、例規審議ワークシートをご覧ください。

内容につきましては、前回の令和４年度の当初予算のときにご説明をさせていただいた内容を、徴収規則を改正することによって実施に向けた手続を取りたいという内容になっています。内容は、小学校の給食費の引上げに関する徴収規則の改正ということになっています。予算のときにご説明しましたように、食材料費が値上がりをしておりまして、特に小学校の給食費の会計については逼迫しておりまして、値上げせざるを得ないという状況になっております。それで、小学校費の月額、今は４，２００円ですが、それを４，４００円に改めるというふうな改正内容になっています。

あわせて、月の途中で転入、転出をされる方の給食費の算定方法を見直したい。具体的には、例規を見ていただいたほうがいいと思いますが、４ページのほうを見ていただいて、これは左側が現行、右側が改正後ということになっておりまして、先ほど申し上げました小学校費については、月額の給食費を４，４００円にする。それから、日額の給食費というふうな規定がございまして、それぞれ小学校は２４０円、中学校は２９０円ということになっています。

計算方法を変えるというふうに申し上げましたのは、その下の「２」のところなんですけれども、現行は、月の途中で転出入をする場合については、６月５日に転出して４日分食べたということであれば、日額２４０円掛ける４日というものをいただきますということになっています。それを年度の当初からずっと食べた日にちを計算していって、６月５日に転出されたら、４月の始業式以降から６月５日までの間で食べた給食の日数掛ける２４０円で精算をしたいというようなことです。そうしないと、月によって給食提供日数というのが違いますので、３か月間と数日在籍をされて、４，２００円、４，２００円、４，２００円プラスの日額というふうに取っても、実際の給食提供日数はその月ごとで違います。ですので、それで整合性が取れるのかという話です。同じ３か月プラス数日在籍していたとしても、その日にちは４月から６月、９月から１１月までの同じような３か月間であっても、給食提供日数が実質的に違うというようなことを解消するために、通算での日にち掛ける２４０円というやり方にしたいというような内容になっております。

それから、経過措置につきましても改正をしたいと思っておりまして、その下の「（経過措置）」の２番ですね、「児童等の保護者が負担する給食費の月額については、令和５年３月３１日までは、この規則による改正後の第５条第１項の規定は、適用しない。」というふうに書いております。コロナウイルス

の関係で経済的にも厳しい家庭が多いということで、来年度１年間については、規定上は給食費、小学校は４，４００円ということで２００円上げますが、その分については公費負担にするということで、１年間は保護者負担を上げないという経過措置をここにうたい込んでおります。一応、改正内容としてはそのようになっています。

以上です。

教育長　説明が３つあります。まず値上げ、それから、値上げはするけど、今年度は徴収しない。それからもう一つは、これはもともと課題であったのを整理すると。もともと課題としてあった転入、転出のときの精算の仕方を変えていくということでの提案でございます。そういう形での修正を図っております。何かご質問等ございませんでしょうか。はい、どうぞ。

下川委員　月額は上がるんですけど、日額はそのままですか。

学校教育課長　日額はそのままです。

教育長　ほかに。よろしいですか。

（な　し）

教育長　それでは、採決に入らせていただきます。

議案第１４号について賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員賛成、原案可決）

教育長　全員賛成、可決いたしました。ありがとうございます。

（４）議案第１５号　令和４年度教育施策要綱について

教育長　それでは、議案第１５号　令和４年度教育施策要綱について提案をお願いします。主任教育指導主事。

主任教育指導主事　前回、２月１日の教育委員会の中で資料としてお配りしておりました教育施策要綱の令和４年度版についてです。

前回から変更点が２点ございます。

まず１点目は、表紙裏になりますが、そこに「「ちっご教育の日」を定める規程」を新たに挿入しております。

２点目が２０ページになります。「社会教育」のところなんですけれども、前回の教育委員会で意見をいただきましたラジオ体操について、「５　市民生活を支える健康・体力づくりの推進」、「（１）スポーツ・レクリエーションの普及」の２番目に挿入しております。２月８日の校長会で各小・中学校の校長先生方にも提案し、期間を置きましたが、ご質問、ご意見等は特にございませんでしたので、そのほかの内容は前回と同じものになっております。

以上です。よろしくお願いします。

教育長　「ちっご教育の日」を定める規程は、なかなか表に出ないので、少なくとも学校は認知をするということで改めて入れさせていただいたところです。

　それと、青少年健全育成市民会議の武久会長に委員長を担っていただいている筑後市ちっご教育の日推進委員会という会議がありますが、その会議そのものがあまり機能していないというのと、上の組織である福岡県が立ち上げた福岡県教育力向上県民会議なくなっておりますので、この組織は今年度廃止をしようかということになっいます。意見発表会などは、市と教育委員会とその推進委員会など３つの団体でやっていたのですが、推進委員会をなくすことで目立たなくなるので、ここにつけさせていただいたところです。

　もう一つ、もともと学校からの意見をもらって修正したものをもう一回どうですかということで聞いたけど、意見がなかったということでご理解いただければと思います。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

（な　し）

教育長　　また、来年度については、基本計画の見直し時期になります。教育大綱も一緒ですので、委員の皆様方も今年から頭の中に入れていただいて、ご意見等を考えていただいておくと助かるかなと思っていますので、よろしくお願いをいたします。はい、どうぞ。

久保委員　　この施策要綱で、１４ページと２０ページにラジオ体操のことを明記していただきましたので、来年度の学校訪問でもこれを強くまた言える裏づけができたなと思っております。本当にありがとうございました。

教育長　　ありがとうございました。

　では、よろしいですか。

（な　し）

教育長　　それでは、採決に入らせていただきます。

　議案第１５号について賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員賛成、原案可決）

教育長　　全員賛成、可決いたしました。ありがとうございます。

非公開議案

（５）議案第１６号　令和４年度筑後市立小中学校教諭等及び一般職の人事異動内申について

（全員賛成、原案可決）

４　報告事項

（１）筑後市立小中学校の令和３年度卒業式告辞及び令和４年度入学式参加について

（２）令和４年度筑後市立小中学校運動会・体育会の開催予定について

（３）令和３年度高等学校卒業室への出席について

５　その他

（１）今後の教育委員会日程について

（２）令和４年度教育委員会開催日について

６　閉会のことば